

[事案 30-170] 入院給付金支払請求

・平成 31 年 4 月 17 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から告知に関する誤説明を受けて契約したこと等を理由として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

ポリープ除去のため入院・手術をしたので、平成 29 年 7 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、不妊症の告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由等により、告知義務違反解除を取り消し、入院給付金および手術給付金を支払ってほしい。

- (1)募集人に不妊治療をしていると伝えたにも関わらず、不妊治療に関する規定を知らなかった募集人から告知の対象外であるとの説明を受けた。
- (2)別に医療保険に加入しており、これから妊娠・出産を希望していた状況だったため、募集人から正しい説明を受けていたら、加入していなかった。

<保険会社の主張>

申立人の主張する誤説明等の事実は認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、告知時の状況を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。